

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 4月 1日～2025年 3月 31日までの 3年間

### 2. 取組内容

目標1：育児・介護休業法、男女雇用機会均等法に基づく各種制度、ならびに出産・育児に関する社内制度等や仕事と子育て両立支援を図る。

#### <対策>

- ・ 計画期間中  
社員が求める制度内容について継続的に情報収集を行うとともに、関連する各種制度について周知・啓蒙を図る。
- ・ 計画期間中  
法改正や社内制度の改定があった場合は、その都度、「KGS 情報」等を作成し周知を図る。
- ・ 計画期間中  
子育てに関わる社員を中心に意見交換や座談会を開催するなど、コミュニケーションを交えながら仕事と子育ての両立に関する知識・意識向上につなげる取り組みを実施する。

目標2：：計画期間内における年次有給休暇の取得率を、平均80%以上とする。

#### <対策>

- ・ 計画期間中  
仕事と生活の調和を図る観点から、継続して年次有給休暇の取得促進や出面・労働時間管理をはじめとした労務管理を徹底していく。

目標3：育児を行う女性社員が就業を継続し、活躍できるようサポートしていくための取り組みを実施する。

#### <対策>

- ・ 計画期間中  
育児休業中の社員が会社や同じく育児休業中の社員同士とコミュニケーションを図れる機会を半期に一度開催する。
- ・ 計画期間中  
育児休業前に取得した資格を維持する取り組みなど育児休業者へのフォローアップの強化を図る。

以上